



中国矯正管区 矯正施設のしおり

令和7年度



矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー

私たちの使命（ミッション）：更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を

私たちは、どんなときも犯罪や非行をした人と向き合ってきました。
安全な環境を保つこと。自らの罪と向き合い、真摯な反省の下、責任ある社会の一員として再び生きようすること。
それが、新たな被害を防ぎ、安全で豊かな社会につながると信じて。
過去や未来と向き合い、その人の心を動かすこと。
そして、共に生きようとする社会を創ること。
「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を」
それが、私たちの使命です。

20年後に目指す姿（ビジョン）：罪と向き合い、社会とつながる場所

私たちは、犯罪や非行をした人が、人や社会とのつながりの中で更生し、共生できる社会を創ります。
そのための安全について考え、実践と改善を重ねます。
社会のあらゆる人と共に更生について考え、それぞれの価値観と世界観を共有しながら、協働します。
そのためにも、私たち自身の健康や幸福について考え、環境を整えていきます。

私たちの行動規範（バリュー）

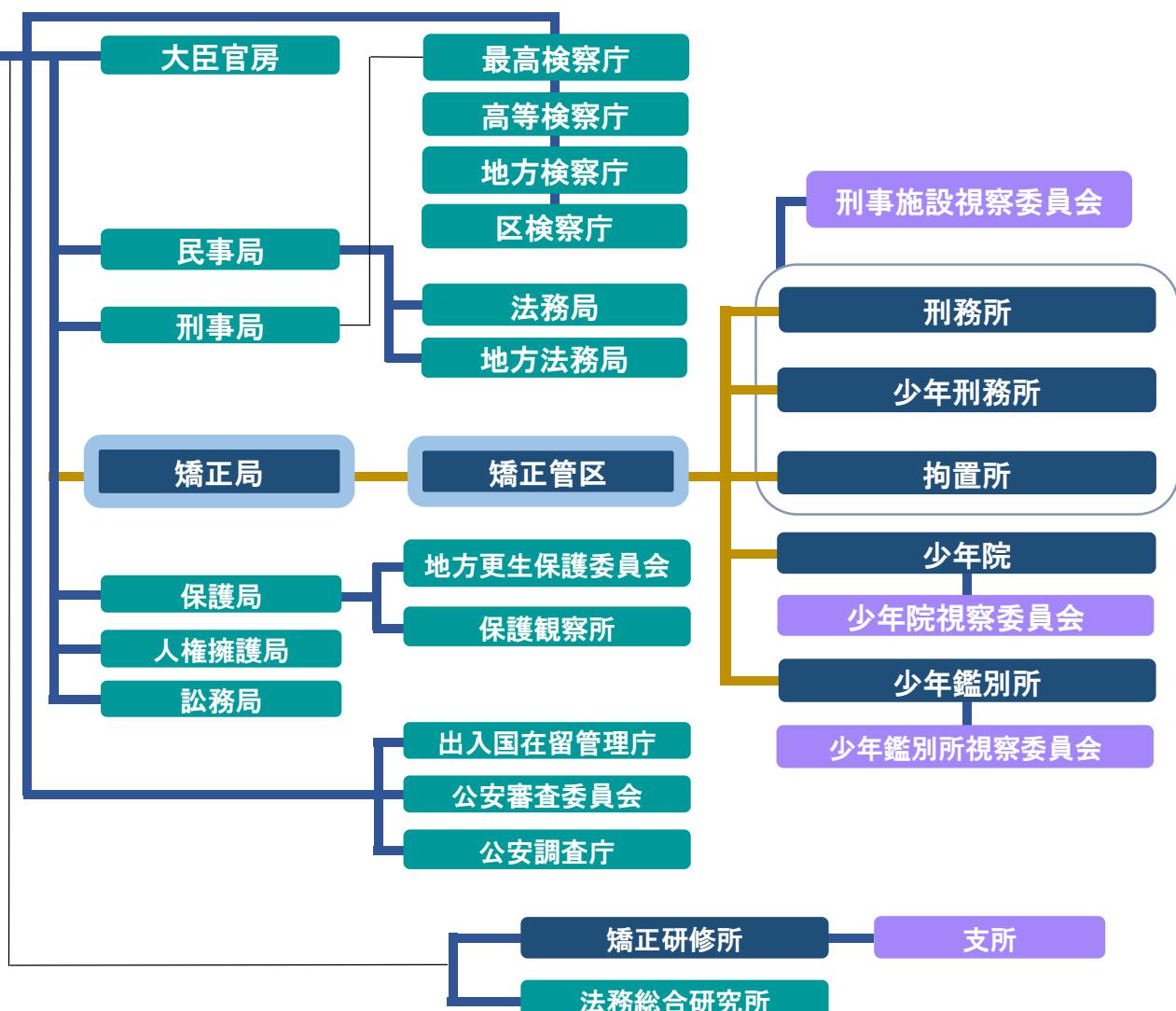
24時間365日、私たちは見守り続ける。
日中の工場や教室で。夜の廊下で。
一人ひとりの観察と、一つ一つの確認を繰り返し、声をかけていく。
一人ひとりが、それぞれの持ち場で自らの責務と真摯に向き合う。
目の前にいるその人が、自らに科された一日一日を大切に重ねていくように。
安全で豊かな社会に向けて。

1. 犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪や非行をした人の過去にも目を向けて、真摯な反省と更生に向けた思いや行動が生まれるよう、対話を重ねます。
2. 安全を守り、回復と更生を支援する対人援助職として、公平・公正に振る舞い、自らの責任を果たしていきます。このために常に学び、磨く姿勢を持ち、社会とつながりながら、創意工夫を重ねます。失敗を教訓と捉え、困難な課題にも挑戦していきます。
3. 多様な価値観を受け入れ、それぞれの強みが発揮されるよう助け合い、共に成長し、共に幸福であろうとします。

矯正の機構

機構圖

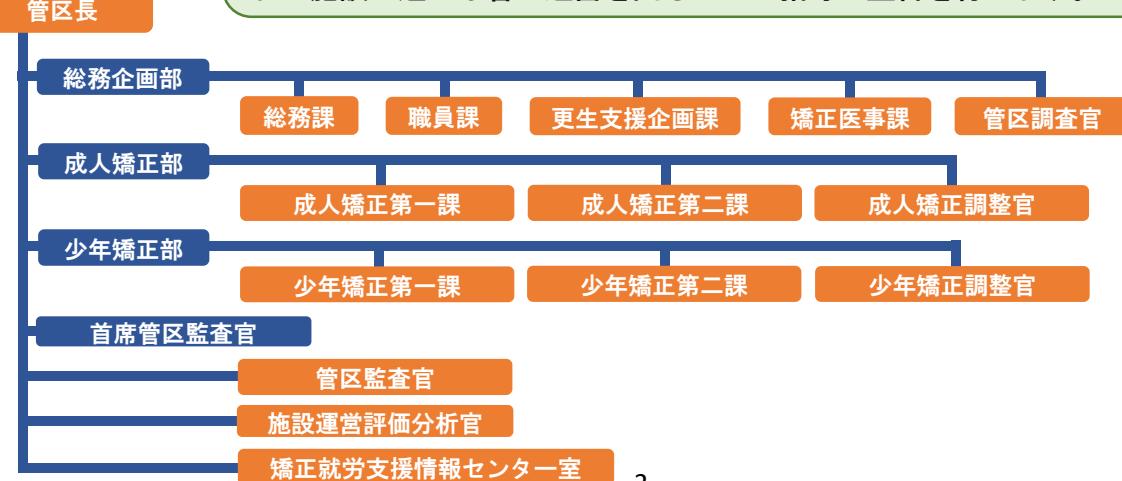
- ◆ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所を総称して、「矯正施設」と呼んでいます。
 - ◆ 法律上、刑務所、少年刑務所及び拘置所は「刑事施設」と規定されています。



中国矯正管区の役割

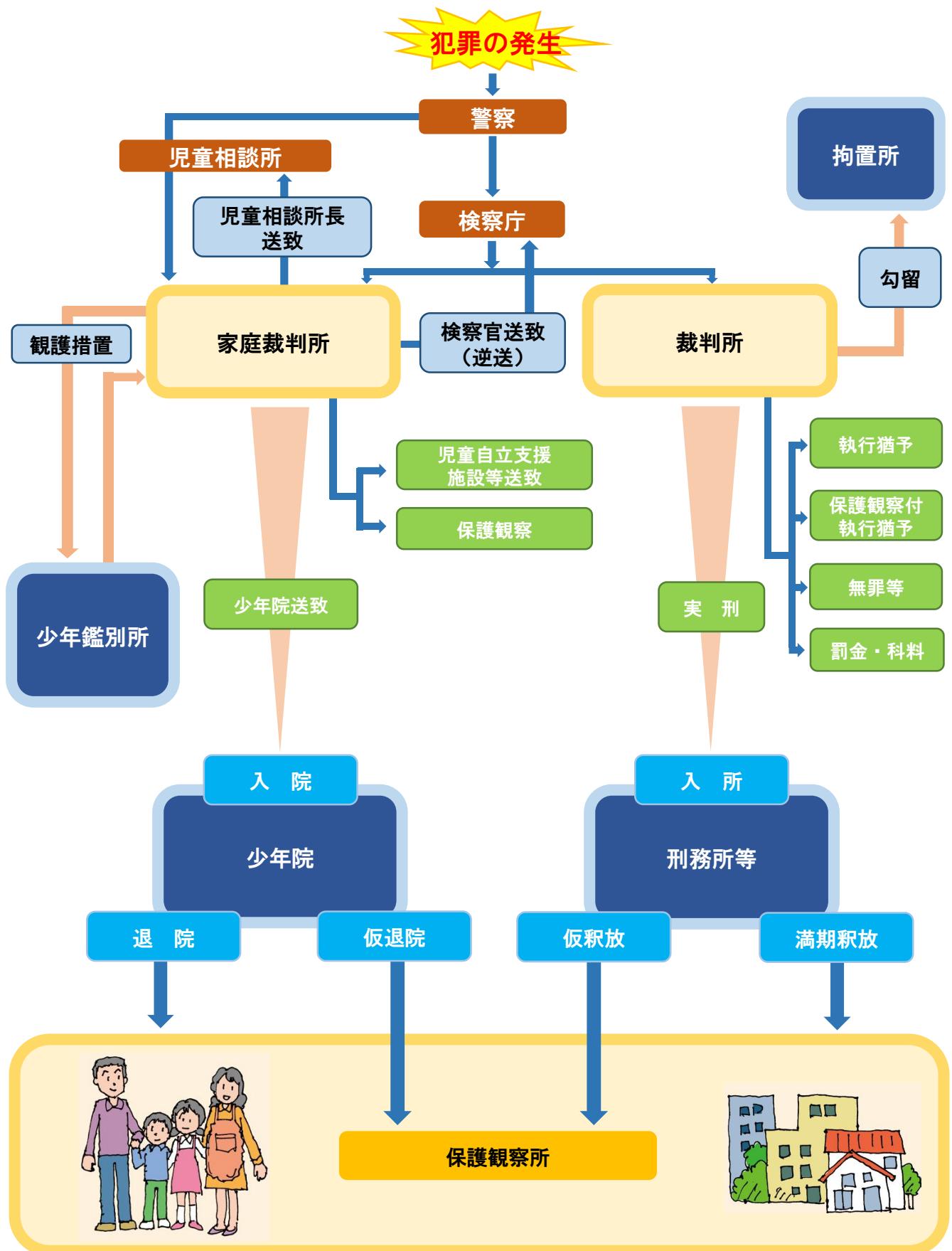
機構図

中国矯正管区は、法務省矯正局の事務を分担して受け持つ、いわゆる地方支部局として、中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在する矯正施設（刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これら施設の適正な管理運営を図るための指導・監督を行います。



犯罪を犯した人の社会復帰までの流れ

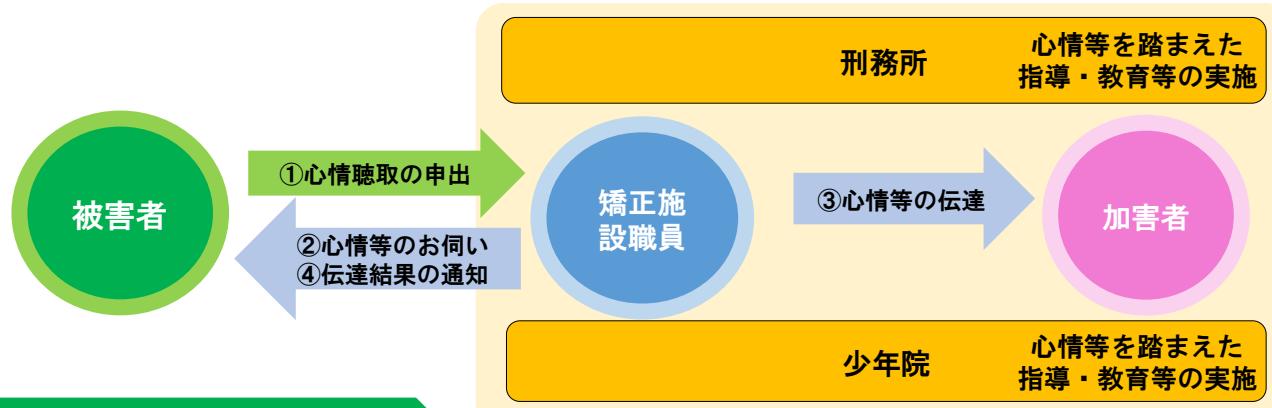
刑事施設や少年院、少年鑑別所の位置付けを理解していただくために、犯罪発生後の一般的な流れを簡略化した図です。



令和5年12月1日開始

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

被害に関するお気持ちや、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活・行動に対する御意見を矯正施設職員がお聴きします。さらに、御希望がある場合には、これを加害者に伝えます。
加害者に対しては、被害の実情などに向き合い、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。



①心情聴取の申出

任意の矯正管区・矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所）に来庁又は郵送により、申出書の提出をしていただきます。

- ◆ 利用できる期間
加害者が受刑又は在院している期間
- ◆ 利用できる方
 - ①加害者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪等により被害を受けた方
 - ②被害を受けた方の法定代理人
 - ③被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹

受付

申出書の受付の際は、御本人であることを確認させていただくため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等が必要となります（郵送で申出をされる場合、写しを同封していただきます。）。

また、御本人以外が申出をされる場合、他に御準備いただく書類がありますので、あらかじめお問合せください。

聴取日時等の通知

申出の受付手続が完了しましたら、心情等をお伺いする日時・場所等を電話等により調整させていただき、書面にてお知らせします。

②心情等のお伺い

刑事施設、少年院に配置されている専任の職員（「被害者担当官」といいます。）が心情等をお伺いし、その内容を記載した書面を作成します。

事件の性質、加害者との関係等の事情によっては、聴取することができない場合もあります。

③心情等の伝達

御希望がある場合、心情等の内容を記載した書面を、加害者の面前で読み上げて伝達します（少年院では、加害者へ伝達する際、加害者の保護者等が同席する場合があります。）。

お伺いした心情等は、加害者の状況、事件の性質等の事情によっては、その全部又はその一部を伝達することができない場合もあります。

④伝達結果の通知

お伺いした心情等を加害者に伝達した年月日や内容について書面でお知らせします。御希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことなどを併せてお知らせすることもできます。

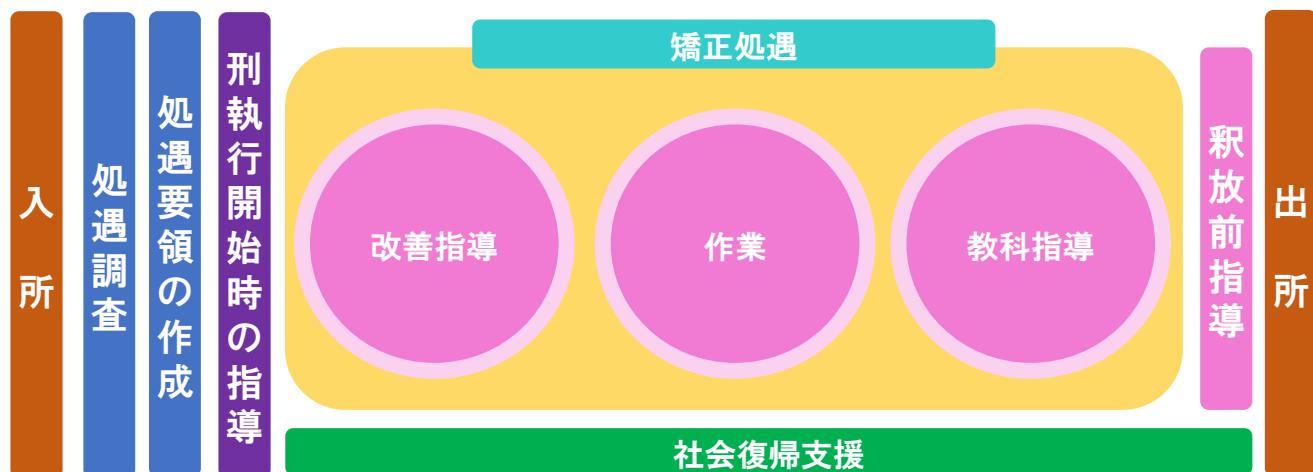


お問合せ・申出については、被害者等相談者専用電話へ御連絡ください

中国矯正管区（被害者等相談者専用）082（223）8179

刑事施設

刑事施設では、受刑者の改善更生の意欲を高めるとともに、社会生活に適応する力を育てていく働き掛けを行います。



処遇要領の作成まで

面接、検査等の方法により、精神状況、生育歴、職業・教育の適性等について調査を行い、調査の結果を踏まえ、受刑者一人一人に改善更生のための目標・処遇内容・方法を定めます。

刑執行開始時の指導

所内の規則や生活要領の説明、生活意欲を高めるための講話、自分に与えられた改善更生のための目標・教育内容の説明等を行い、受刑生活への円滑な導入を図ります。

改善指導

本人の抱える問題性を改善するためのプログラムとして、6つの特別改善指導があります。

薬物依存離脱指導

暴力団離脱指導

性犯罪再犯防止指導

被害者の視点を取り入れた教育

交通安全指導

暴力防止指導

矯正処遇課程 令和7年6月～

集団編成に代わる矯正処遇課程等の処遇指標の指定は、受刑者の年齢、心身の状況、執行すべき刑期、改善更生及び円滑な社会復帰の支援となる事情等に照らし、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、重点的に処遇すべき内容を備え、高齢や障害などといった受刑者の特性等に応じて共通する特性等を有する受刑者に効果的・効率的に処遇を実施することが可能になります。

矯正処遇課程は、個々の受刑者の特性等に応じて、改善更生及び社会復帰に向けて処遇を実施するという拘禁刑の趣旨を実現するための基盤となる処遇の枠組みであると言えます。

作業

- ◆ 勤労意欲の向上や社会生活に順応させることを目的としています。
- ◆ 社会復帰後の就労に役立つ資格が取得できるよう職業訓練を実施しています。

社会復帰支援

- ◆ **就労支援**：刑事施設在所中からハローワークの職業相談、職業紹介等が受けられます。
- ◆ **特別調整**：高齢者等、自立が困難で引受人もいない者に対して、地域生活定着支援センター等の協力を得て刑事施設在所中に、福祉的支援が受けられるよう手続を進める制度があります。

釈放前指導

釈放後の生活について必要な指導・援助を行います。

中国矯正管区管内の刑事施設

中国矯正管区管内刑事施設の横顔

単位：庁

名称	全国	管内
刑務所	59	8
少年刑務所	7	0
拘置所	8	1
刑務支所	8	1
拘置支所	94	8
合計	176	18



※拘置支所については、一覧表の記載を省略しています。

No	施設名	収容定員	収容対象等
①	鳥取刑務所	651人	犯罪傾向が進んでいる男子受刑者を収容
②	松江刑務所	1,000人	犯罪傾向が進んでいる男子受刑者を収容
③	島根あさひ社会復帰促進センター	2,000人	主に集団生活に順応でき、犯罪傾向が進んでいない男子受刑者を収容 精神障害等のため社会適応訓練を必要とするか、又は、身体障害等のため養護的処遇を必要とする男子受刑者を収容
④	岡山刑務所	805人	執行すべき刑期が10年以上であり、犯罪傾向が進んでいない男子受刑者を収容（無期懲役受刑者も収容）
⑤	広島刑務所	1,600人	犯罪傾向が進んでいる男子受刑者を収容 医療措置を重点的に施す必要のある受刑者を収容 管内で唯一、日本人と異なる処遇を必要とする男子外国人を収容
⑥	山口刑務所	547人	犯罪傾向が進んでいない男子受刑者を収容 管内で唯一、全国の刑事施設に収容されている男子受刑者を集めて職業訓練を実施
⑦	岩国刑務所	357人	女子受刑者を収容
⑧	美祢社会復帰促進センター	1,296人 (うち女子796人)	主に集団生活に順応でき、犯罪傾向が進んでない男子受刑者及び女子受刑者を収容
⑨	広島拘置所	395人	主に未決拘禁者や死刑確定者を収容
⑩	広島刑務所 尾道刑務支所	365人	主に犯罪傾向が進んでいない男子受刑者を収容 禁錮受刑者や高齢のため医療上の配慮を必要とする男子受刑者を収容

拘禁刑の創設の趣旨

○現行法の「懲役」において行わせる作業は、改善更生・再犯防止のために重要な処遇方法であるが、刑法において「所定の作業を行わせる」と規定しており、どの懲役受刑者に対しても、一定の時間を作業に割かなければならない。

→ 個々の特性に応じた処遇のための指導等の実施に必要な時間を確保することが困難な場合がある。

○個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇は、「禁錮」受刑者の改善更生・再犯防止にも資する。

懲役・禁錮を廃止し、これらに代わるものとして拘禁刑を創設し、
(受刑者を刑事施設に拘置しつつ、)

個々の受刑者の特性に応じ、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるようにする。

※改正法案審議時の国会答弁

懲役

作業

+ 改善指導

教科指導

作業の実施を前提とし、作業、改善指導、教科指導はそれぞれ実施

拘禁刑

改善指導

作業

教科指導

一体化

受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業を含む受刑生活への動機付けの強化



受刑者の集団編成の見直し、矯正処遇課程の新設

- 犯罪傾向の進度によるA指標及びB指標の分類を見直し、受刑者の特性に応じて、**基本的な処遇類型（矯正処遇課程）**を設け、**処遇の目標、矯正処遇の在り方、作業と指導の組合せ、処遇上配慮すべき事項などを規定**
- この処遇類型に基づいて集団を編成しつつ、個々の事情も考慮して処遇

受刑者の特性に
応じた処遇を
効果的・効率的に
実現

これまでの犯罪傾向の進度を主軸として判定していた分類業務から、複数の軸を設定して特性を見定めて処遇を指定する調査・支援業務へ、その在り方が移行することとなり、検討の結果、矯正処遇課程の種類は24課程を設定することとなりました。

拘留課程	少年院在院受刑課程	短期処遇課程	外国人処遇課程	外国人特別処遇課程 (2種類)
禁錮課程	少年処遇課程	高齢福祉課程	福祉的支援課程H	福祉的支援課程M
長期処遇課程 (4種類)	依存症回復処遇課程	開放的処遇課程	若年処遇課程 (3種類)	一般処遇課程 (4種類)

特色ある作業

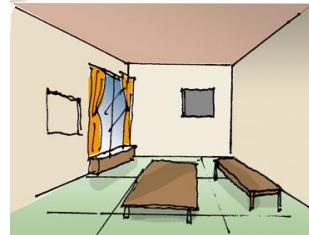
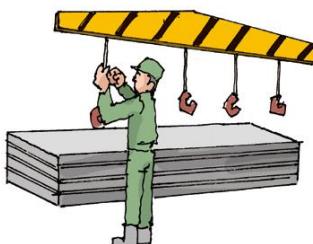
総合訓練施設（山口刑務所）

山口刑務所は、全国に7つある総合訓練施設の一つです。全国の刑事施設から適格者を選定し、専門的な職業訓練を実施して出所後の就労に必要な知識や技能、資格等を習得させています。



泊込み作業（尾道刑務支所 有井作業場）

有井作業場では、民間企業の協力により、作業場内にある寮に受刑者を泊まり込ませ、従業員と一緒に造船関係の作業を行っています。



特色ある改善指導

性犯罪再犯防止プログラム (広島刑務所・山口刑務所)

性犯罪再犯防止指導は、認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用い、自己の問題性を認識させ、望ましい対人関係や感情統制を理解させるなどして再犯防止を目指すもので、広島刑務所、山口刑務所で実施しています。

オープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた「対話実践」

一般改善指導として、オープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた改善指導「対話実践」を行っています。

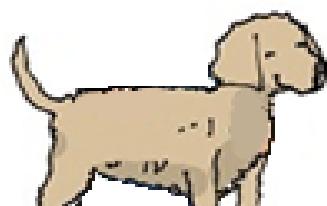
受刑者への指導が一方的なものにならないよう、対話を重ねながら、受刑者の内省を促します。

対話実践の一環として、「リフレクティング」の手法を取り入れた対話を行っています。

保護犬育成プログラム (松江刑務所・尾道刑務支所)

一般改善指導の一環として、保護犬育成プログラムを試行的に行ってています。

受刑者に生命尊重教育を行い、保護犬との触れ合いを通じて自他を尊重する思考や態度を育み、健全な社会生活への適用能力を養成することを目標としています。



官民協働の刑務所

島根あさひ社会復帰促進センター・美祢社会復帰促進センターは、国と民間の持つノウハウと発想により、ハイテク機器の導入、教育プログラム、職業訓練の充実化が図られました。



自動物品購入システム



盲導犬育成



パン職人養成訓練

特色ある事業

女子施設地域連携事業 (岩国刑務所)

地域の医療、福祉、介護等に係る外部専門家の支援を得て女子被収容者処遇の充実を図るもので、例えば、看護師や介護福祉士に、女性特有の心身の変化などを踏まえた健康管理上の相談や助言などを行ってもらっています。



若年受刑者ユニット型処遇 (美祢社会復帰促進センター)

26歳未満の女子受刑者を集約し、少年院の矯正教育の手法や知見等を活用した処遇として、職員と対象受刑者との信頼関係に基づく対話ベース・モデルを基本モデルとして処遇を展開しています。



自慢の作業製品

各施設で製作している自慢の作業製品です。施設の売店、刑務所作業製品等の展示・販売を行う「矯正展」の会場でお求めできます。※製品によっては、品切れの場合もありますので、その際はご容赦願います。



鳥取刑務所
帆布トートバッグ



松江刑務所
手回し焙煎器



岡山刑務所
龍の置物



広島刑務所
コインキーホルダー



山口刑務所
サラダボウル



岩国刑務所
ロックグラス



尾道刑務支所
女性用下駄

矯正施設の医療（広島刑務所）

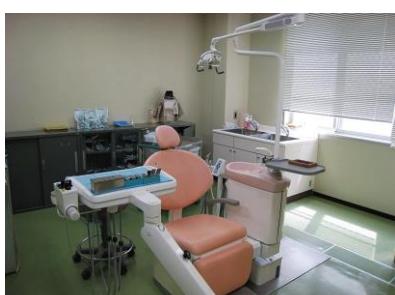
矯正施設で行われている医療は、その対象が被収容者であること以外に、基本的に一般社会の医療と異なることはなく、一般的な医療機関と同様に、医師、看護師、薬剤師などの医療スタッフが勤務しているほか、各種医療機器が備えられており、社会一般の保健衛生や医療の水準に照らし、適切な治療等を行っています。



CT



人工透析装置



歯科治療室



調剤所



救急車

少年院

少年院では、在院者に対し、再び非行に走らず社会の一員として役割が果たせるように、健全な心身を育て、社会生活に適応できる力を身に付けさせるための働き掛けを行います。



教育計画の作成

面接や少年鑑別所からの綿密な情報等により、精神状況、生育歴、職業・教育適性・志向等について把握して、在院者一人一人に改善更生のための教育計画（個人別矯正教育計画）を作ります。

矯正教育

- 生活指導：** 社会の一員としての基礎となる知識・習慣・生活態度を習得させる指導を行います。また、薬物や性加害、暴力など個々の問題に応じた指導も行います。
- 職業指導：** 勤労意欲を養い、職業人として必要な知識・態度・技能を身に付けさせる指導を行います。
- 教科指導：** 義務教育未修了者等に対しては、学校の教育課程に準ずる教育を行います。また、修了者であっても、必要と認められる場合は、教科指導を行います。さらに、少年院内で高等学校卒業程度認定試験を受験する機会があります。
- 体育指導：** 自立した生活を営む心身の土台作りとして、体育指導を行います。
- 特別活動指導：** 情操を豊かにし、自分を律したり人と力を合せたりすることの大切さを学ばせる指導を行います。代表的なものとして、野外活動や社会貢献活動などがあります。

社会復帰支援

- 就労支援：** 少年院在院中からハローワークの職業相談、職業紹介等が受けられます。
- 修学支援：** 高等学校、専修学校、大学その他の学校への復学や転入学に必要な情報の提供や受験機会、学校への受入れに必要な調整などの支援を受けられます。
- 医療・福祉機関との連携：** 障がい（精神、身体など）があり、かつ適当な帰住地のない者に対して、地域生活定着支援センター等の協力を得て、少年院にいる間に、出院後の福祉的支援が受けられるよう手続を進めてもらえます。

保護者や関係機関との協力

在院者本人に対する指導だけではなく、保護者にも働き掛け、処遇に関する理解と協力を得るよう努めています。また、在院者の中には更生保護施設に帰る者もいますので、スムーズに社会生活につなげられるよう、保護観察所を始め関係機関と連携して支援を行っています。

出院者等からの相談

出院した後でも、進路や交友関係などについて悩みがあるときには、出院者自身やその保護者等からの相談に応じています。

出院者等からの相談

中国矯正管区管内の少年院

中国矯正管区管内には、男子少年院が2施設
女子少年院(分院)が1施設あります。



① 岡山少年院（岡山県）

非行性が進んでいたり、発達上の課題等を抱えていたりする少年に、専門的な教育を行っています。



気持ちを安定させるため、カウンセリング等も行っています。



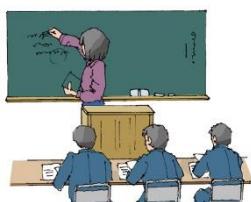
自分の非行と向き合い、被害者の気持ちを理解させる様々な指導をしています。



出院後、すぐに仕事に就いて働くことができるよう支援をしています！

② 広島少年院（広島県）

主に、義務教育課程を履修することや、就労に必要な技術・資格を持つことが必要な少年に対して、教育を行っています。



義務教育の内容や社会で必要とされる勉強を教えています。



保護者にも協力いただき、少年の立ち直りを一緒に支えています！



仕事に必要な知識・技能を教えています。

③ 広島少年院貴船原少女苑（広島県）

管内唯一の女子少年院として、個々の少女の特性に応じた教育を行っています。



マインドフルネスを始め、多様なプログラムを実施し、コミュニケーション能力も高めています！



食育指導や補習学習を行い、基本的生活スキルを高めています！



スポーツを通じて、健康な心と身体を取り戻し、健全な社会生活を送れるようにしています。

社

会

の

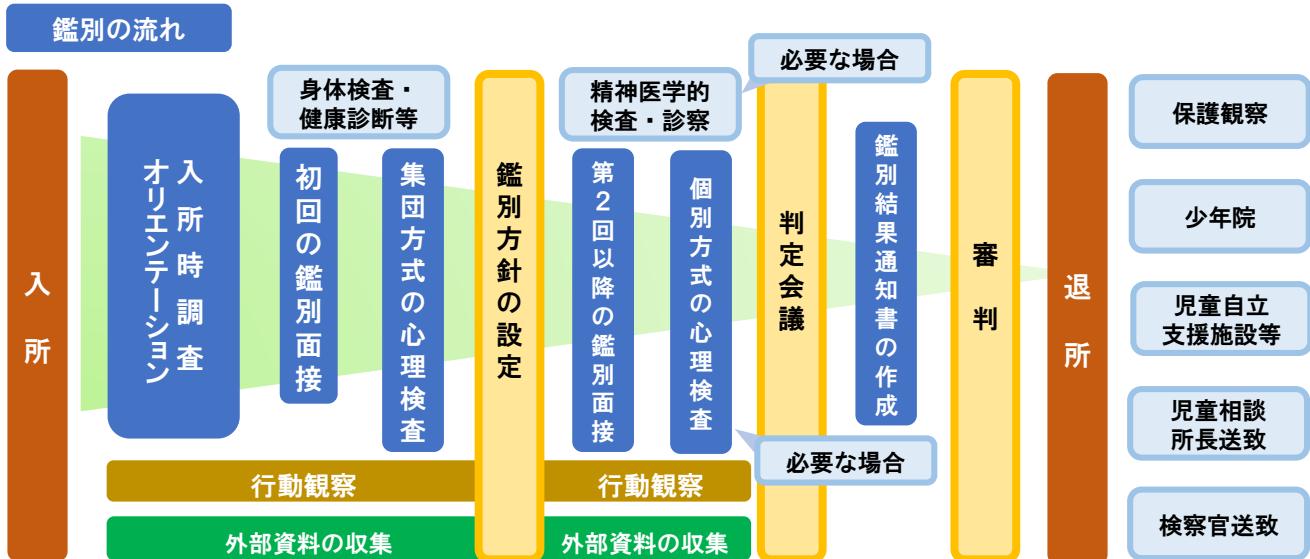
一

員

へ

少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めによる鑑別（非行の原因を明らかにし、立ち直りのために必要な処遇の指針を立てること）、②家庭裁判所により観護の措置を執られて収容された者等に対する観護処遇、③地域の非行・犯罪の防止のための援助を行います。



観護措置による収容期間：おおむね4週間ですが、特に必要があるときは、家庭裁判所の決定によって期間が延長されることがあります（最長8週間）。

行動観察：在所中の日常での生活場面を観察する通常の行動観察と、作文や絵画の作成など、意図的に場面を設けて行動を観察する意図的行動観察があります。

鑑別の各種方法

面接



これまでの生活や非行の動機等について話し合い、非行の背景や少年の心情・考え方の特徴を理解します。

心理検査



知能検査・性格検査等を実施し、少年の内面特徴を明らかにします。

行動観察



普段の生活ぶりや課題の取組方などを観察し、意欲・生活態度・対人関係の持ち方などをとらえます。

少年の健全な育成に資するため、自主性を尊重しつつ、学習、文化活動等の機会を設けています。

管内施設の特色ある健全な育成のための支援



高齢者疑似体験



読み聞かせ



助産師による性教育講話



折り鶴（平和学習）



キャリアカウンセリング（就労支援面接）

地域に根ざした少年鑑別所

少年鑑別所は法務少年支援センターとして、非行を中心に、青少年の問題を取り扱っていることを活かし、非行及び犯罪の防止、青少年の健全育成のために、地域の中でいろいろな活動を行っています！

保護観察所等との協力

青少年の問題を扱う様々なところ（機関）が互いに協力し合い、少年の立ち直りを支えています。



少年院や保護観察所、児童自立支援施設等での、少年に対する指導への助言等を行っています。

学校・教育関係機関、児童福祉機関等における会議等にも参加しています。

ノウハウの共有

少年鑑別所の業務・役割、非行・青少年の問題、少年事件の手続の流れなど、様々な内容について、出前授業や研修、講演を行っています。
※また、地域を始め様々な方に、少年鑑別所の中を見学いただいています。



児童・生徒向けの、分かりやすい教材もご用意しています。

講演や研修会等の講師として、積極的に職員を派遣しています。

見学できます！少年鑑別所のことをお伝えしているので、是非問い合わせてください。

相談・助言

夜遊びや喫煙等の不良行為や非行の問題、家庭のしつけでの悩み、職場・学校などのトラブル、友人との関係など、様々な相談に応じます。



本人だけでなく、家族や学校の先生からの相談にも応じています。また、心理検査や適性検査等を行っています。一人で悩まず、まずはお電話で、お気軽にご相談ください。

矯正展や参観（見学）などで、簡単な心理（性格）検査の体験ができます。自分の性格を知ってみませんか？



中国矯正管区管内の少年鑑別所（法務少年支援センター）

各県の県庁所在地ごとに5施設の少年鑑別所（法務少年支援センター）があります。

まずはお電話を！

相談専用電話

全国共通相談ダイヤル（最寄りの法務少年支援センターにつながります。）：0570-085-085

- ① 鳥取少年鑑別支所（鳥取法務少年支援センター：0857-23-4443）
- ② 松江少年鑑別所（島根法務少年支援センター：0852-23-3944）
- ③ 岡山少年鑑別所（おかやま法務少年支援センター：086-281-1112）
- ④ 広島少年鑑別所（広島法務少年支援センター：082-543-5775）
- ⑤ 山口少年鑑別所（法務少年支援センター山口：083-922-6701）



再犯防止に向けた取組

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年)の施行に伴い、これまで国が行ってきた再犯の防止等に関する施策を地方公共団体も担うこととなりました。また、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画が策定されました。各自治体においては、地方再犯防止推進計画を策定し、安心・安全な地域社会の実現に向け施策を進めています。矯正施設は、被収容者の改善更生と収容の確保というこれまでの役割に加え、「地域と共にある矯正」として、自治体等と連携を図っています。

更生支援企画課は、再犯防止に向けた取組を推進することを目的として、地方公共団体や関係機関等と矯正施設の橋渡しを担っています。

再犯防止 広報・啓発活動

毎年、「再犯防止啓発月間」にあたる7月に各自治体においてパネル展示を開催、矯正展等各種イベントで広報啓発物品の配布の他、広報用に動画を作成し、YouTubeで配信しています。

また、自治体や関係機関向けに、被収容者等の円滑な社会復帰に向けた各種支援や現状等、矯正施設の取組について行政説明を行う等、国民の皆様に実情を知っていただく機会を設けています。



カープ応援広報うちわ
(令和6年度作成)

農福連携・居住支援

被収容者の中には、何らかの障がいやその疑いがあり、福祉的な支援を必要とする方が一定数います。また、出所後に仕事がない・住む場所がないという人は、統計的に見て再犯に及ぶリスクが高いことが示されています。

矯正施設では、農福連携や居住支援等の施策を通じて、刑務所出所者等の出番・居場所の確保を推進しています。

みんなで耕そう!

ノウ フク

NOUFUKU PROJECT

よりそい弁護士制度

広島刑務所(尾道刑務支所を含む。)において、広島県への帰住又は就労を予定する受刑者の方を対象に、弁護士による相談・支援制度である「よりそい弁護士制度」を導入しています。出所後の円滑な社会復帰の一助とすべく、施設在所中から必要な相談・支援を行う制度で、令和4年6月末、広島弁護士会と中国矯正管区の間で申合せを締結し、半年間の試行期間を経たのち、翌年4月から正式に開始されました。このように在所中から弁護士が支援を行う動きは、兵庫、愛知、札幌に続いて4例目であり、その後も全国に広がっています。



◆ 更生支援企画課

所在地 :〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館8階

電話 : 082-223-8177(直通)

メール : 1.hiroshimakyous.pge.i.moj.go.jp



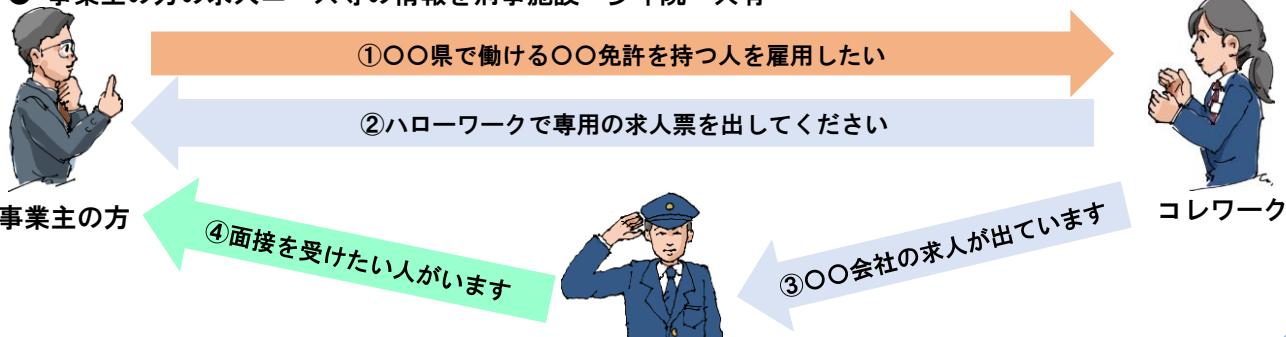
当課マスクットキャラクター
再犯防止戦隊コウセイシエンジャー

コレワーク

- ◆ 近年の保護統計年報の累計によれば、保護観察終了時の無職者の再犯率は、有職者の再犯率の約3倍高い結果となつておる、仕事がないことが再犯に大きく影響しているといえます。
- ◆ このような事情を踏まえると、受刑者や少年院在院者の就労を支援し、出所・出院後の就労を確保した状態で社会復帰させることが、再犯率を低下させ、犯罪被害の減少につながり、安心して暮らせる社会の実現に寄与することができます。
- ◆ コレワーク中国は、受刑者や少年院在院者の就労を支援し、円滑な社会復帰につなげるため、受刑者等の雇用を考える事業主の方に向けた各種サービスを行っています。

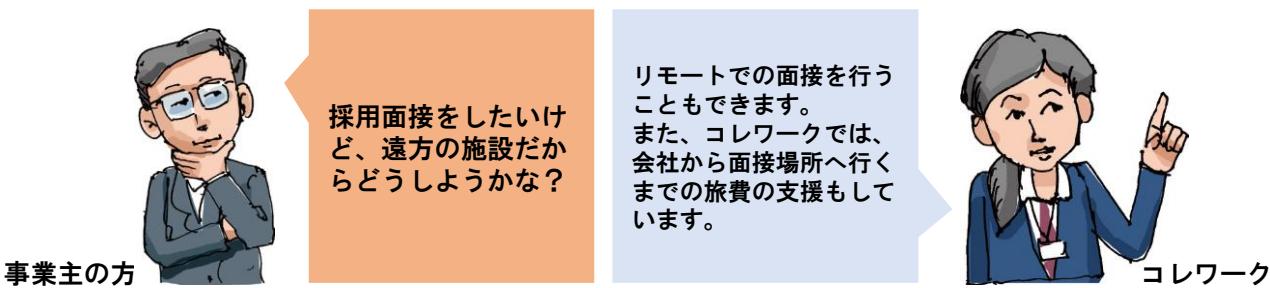
雇用情報提供サービス

- 事業主の方の求人ニーズ等の情報を刑事施設・少年院へ共有



採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート



就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に各種支援制度、矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会等の案内



矯正施設見学会



職業訓練見学会



コレワークイメージキャラクター「コレまる」

受刑者や少年院在院者雇用を考える事業主の方向けに、各種支援制度や手続きなどを紹介する雇用支援セミナーなど、受刑者等の雇用経験が豊富なアドバイザーに対して、悩みなどを相談できる個別相談会も案内しています。

- ◆ コレワーク中国

所在地：〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館8階

電話番号：0120-29-5089 (つなぐコレワーク)

Eメール：corrework-chugoku@i.moj.go.jp

受付時間：平日 10:00 ~ 17:00 御相談は、電話・メールでも受け付けております。



そうだったのか 矯正施設（Q & A）

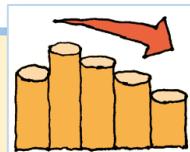
Q 刑務所などには、どれくらいの人が収容されているのですか。

A 令和6年末現在で、全国の刑事施設に入っている人は、40,543人、少年院は1,833人、少年鑑別所は427人。合計すると42,803人です。マツダスタジアムが33,000人収容できることから、マツダスタジアム約1.3倍の人員規模になります。



Q 収容されている人の数は増えているのですか。

A 被収容者の数は、社会情勢や経済情勢の動向とも関係すると言われており、年代によって増加、減少を繰り返していますが、年末の人員を見ると、近年の刑事施設のピークは、平成18年の81,255人です。それ以降は減少傾向にあります。少年院のピークは平成12年の5,044人、少年鑑別所は平成13年の1,369人であり、いずれも減少傾向にあります。



Q 刑務所や少年院には、どのような罪を犯した人たちが入っているのですか。

A 令和5年の入所受刑者について見ると、男性、女性ともに、最も多いのが「窃盗」、「覚醒剤」の順で、男性では全体の約5割、女性では約8割を占めています。

令和5年の少年院入院者について見ると、男性では、最も多いのが「窃盗」、「傷害・暴行」の順で、全体の約4割を占め、女性では、最も多いのが「窃盗」、「詐欺」の順で、全体の約4割を占めます。



Q 刑務所などに入っている人の傾向について、もう少し詳しく知りたいのですが。

A 每年、法務総合研究所が発刊している「犯罪白書」が参考になります。

なお、法務省のホームページには、犯罪白書のほか、矯正統計(刑事施設に関する統計)、少年矯正統計(少年院・少年鑑別所に関する統計)が掲載されています。

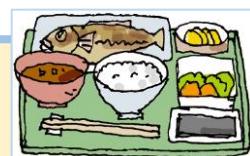
犯罪白書(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html)

矯正統計(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html)

少年矯正統計(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html)

Q 刑務所などの食事はどのように提供されているのですか。

A 受刑者など矯正施設の中に入っている人たちの生命・健康を保つために、必要な食事の提供は国の責務となります。支給される食事は、性別、年齢、作業内容、体格等を考慮して栄養量等が定められており、健康を保つために必要なバランスのとれた食事を支給しています。刑事施設では、主として受刑者が調理しています。



Q 刑務所などでは今どのようなことが問題になっているのですか。

A 矯正施設に勤務している医師の欠員が続き、受刑者等への適切な医療の提供に苦慮しているという問題を抱えています。

また、受刑者等の高齢化により、治療などの医療措置が必要な受刑者等が増えているほか、摂食障害、妊産婦など特殊な対応が求められることがあるため、医師の欠員は早急に解消しなければならず、そのための各種取組みを積極的に行っております。



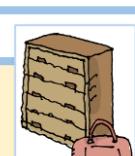
Q 刑務所などの中を見てみたいのですが、可能でしょうか。

A 刑務所などでは、多くの方々に施設を知ってもらえるよう、定期的に地域の方々を対象にした見学会を行っています。また、例えば、大学のゼミなどで、刑務所について勉強したいということであれば、直接、施設の庶務課へお問い合わせいただければ、日程等の調整を行っています。



Q 「矯正展」ってなんですか。

A 地域社会に対して理解が得られるよう、受刑者が手掛けた作業製品の販売、矯正施設の取組などを紹介を行う「広報展」です。年に1回程度、地域にある刑務所が主催して行っていますので、ぜひ一度、足を運んでみてください。



Q 矯正に関する情報を、もっと色々知りたいのですが。

A 法務省のホームページにアクセスしてみてください。矯正に関する情報が掲載されています。

(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html)

キャピック製品(刑務作業製品)のホームページもあります。(<http://www.e-capic.com/>)



矯正施設を支えるマンパワー

刑務官



刑務官は、刑務所や拘置所などの刑事施設に勤務します。受刑者の処遇に携わる部署の刑務官は、受刑者が働く工場等で、作業の監督や生活指導を担当します。夜間勤務を担当する刑務官は、夜間も受刑者一人一人が安心して、落ち着いて生活できるよう受刑者の居室を巡回し、刑務所内の治安の確保に努めています。

法務教官



法務教官は、少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設に勤務します。少年院や刑事施設で勤務する法務教官は、在院者や受刑者の改善更生のための指導や教科などを担当します。また、少年鑑別所に勤務する法務教官は、在所者の心情の安定を図る働き掛けを行うとともに、面接や行動観察を行い、法務技官(心理)と協力して、少年の問題性や改善の可能性を探ります。

法務技官（心理）



法務技官(心理)は、少年鑑別所のほか、刑事施設や少年院に勤務します。主に、心理学の専門性を活かし、面接や各種心理検査等により非行・犯罪に至った原因や今後の立ち直りに向けた処遇指針を明らかにしたり、処遇プログラムを実施・検証するなどし、少年や受刑者の改善更生に携わっています。

法務技官（作業専門官）



法務技官(作業専門官)は、刑務所などの刑事施設で勤務します。受刑者に対する作業教育、職業訓練の指導並びに作業の安全衛生及び企画等の業務に従事します。作業は受刑者に規則正しい勤労生活を送らせることにより、その心身の健康を維持し、勤労精神を養うとともに、職業的知識及び技能を付与することにより円滑な社会復帰を促進することを目的としています。

法務技官（医師等）



法務技官(医師等)は、刑務所などの矯正施設で勤務し、受刑者等の診察・治療、疾病の予防・健康管理を行います。受刑者等を改善更生させるための矯正処遇を効果的なものとするためには、受刑者等の心身の健康を図ることが必要不可欠です。医師のほか、看護師や薬剤師などの医療スタッフが矯正処遇の重要な役割を担っています。

また、高齢受刑者等の介護・福祉的支援を必要とする者の増加に対応するため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士の資格を有する法務技官(福祉専門官)を採用しているほか、出所時の就労の確保のため、就労支援を専門的に行う法務技官(就労支援専門官)も採用しており、社会情勢の変化を踏まえ、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰のため、多種多様な職員が勤務しています。

矯正施設を支えるマンパワー

視察委員会

弁護士、医師、地方公共団体の職員、地域住民などの方々に協力いただいています。

刑事施設視察委員会は、人格識見が高く、かつ刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する方の中から法務大臣が任命する10人以内の委員で組織されています。

少年院視察委員会及び**少年鑑別所視察委員会**は人格が高潔であって、少年の健全な育成に関する見識を有し、かつ、少年院又は少年鑑別所の運営の改善向上に熱意を有する方のうちから法務大臣が任命する7人以内の委員で組織されています。

改善更生を支える非常勤職員

- ① 部外教科指導員(教員免許を有する方)
教科の指導
- ② 処遇カウンセラー(臨床心理士の資格を有するなど心理学に係る専門性を有する方)
薬物依存離脱指導等のグループワーク指導、カウンセリング
- ③ 就労支援スタッフ(キャリア・コンサルティング技能士等の資格を有する方)
キャリアコンサルティング、ハローワークとの調整
- ④ 精神保健福祉士・社会福祉士
出所後、福祉や医療による支援が必要な者に対する、相談・助言や関係機関との調整
- ⑤ 介護専門スタッフ(介護福祉士等)

矯正施設を支える地域のチカラ

篤志面接委員

篤志面接委員は、刑事施設や少年院に収容されている人たちの立ち直りを支援していただく、法務省から委嘱された民間のボランティアです。面接指導として、家庭、就職、帰住先、法律などの悩みに対する助言・相談を行ったり、俳句、絵画、音楽等の教養を高める指導を行います。

教誨師

教誨師は、矯正施設に収容されている人たちに対して宗教教誨を行う民間の篤志宗教家です。受刑者等からの希望に応じて、個人教誨や集団教誨を行い、信教の自由を保障しつつ、精神的安定を図り、改善更生と社会復帰に寄与しています。

その他にも、多くの方々や団体に少年・受刑者の更生のために御協力をいただいています。



施設とともに

〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀6の30
広島合同庁舎4号館8階
電話082(223)8161（代表 総務課庶務係）



再犯を防ぎ 改善の光射す未来へ！



再犯防止戦隊
コウセイシェンジャー